



鹿児島労働基準監督署発表
平成 30 年 3 月 19 日

担
当

鹿児島労働基準監督署
鹿児島市薬師一丁目 6 番 3 号
副署長 村山 隆
第一方面主任監督官 渡辺光広
電 話 099-214-9175
(音声案内 4 番)

労働安全衛生法違反（安全通路表示義務違反）の疑いで書類送検

鹿児島労働基準監督署（署長 山崎 秀一）は、本日（平成 30 年 3 月 19 日）、労働安全衛生法違反（安全通路表示義務違反）の疑いで、株式会社南栄運輸及び同社取締役を鹿児島地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

- (1) 株式会社南栄運輸（本社：鹿児島市）
- (2) 同社取締役 A （63 歳 男性）

2 事件の概要

被疑会社は、本社を鹿児島市に置き、一般貨物自動車運送業等を営む事業者である。

同社の安全管理の責任者である被疑者 A は、平成 29 年 7 月 29 日、同社の貨物自動車発着場において、労働者に作業場への通り道として使用させている通路で主要なものには、有効に保持するために、通路であることを示す表示を行わなければならないのに、当該表示を行っていなかったものである。

3 違反条文

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第 23 条

労働安全衛生規則第 540 条第 2 項（安全通路）

同法第 119 条第 1 号（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

同法第 122 条（両罰規定）

4 参考事項

貨物自動車発着場（以下「発着場」という。）は同社の本社敷地内にあり、東西約 95 メートル、南北約 30 メートルの四角形である。

当該発着場では荷を運搬するための貨物自動車が走行し、前進のみならず旋回等も行うことから、発着場内を通行する労働者と貨物自動車が接触するおそれがある場所である。

被疑会社においては、発着場の東側に設けられた休憩所と西側にある倉庫出入口を労働者が往来する際に、発着場を南北に横断し、北側にある倉庫沿いに歩行するルートを通路と称して通行させていたことから、主要な通路である南北に横断する通路に、通路であることを示す表示を行わなければならないのに、当該表示を行っていなかった。

このような状況下において、平成 29 年 7 月 29 日、休憩所から作業場（倉庫）に向かって発着場の中央付近を通行していた労働者が、後進してきた取引先の貨物自動車に激突され、死亡するという労働災害が発生したものである。

<参考>

○ 労働安全衛生法

第 23 条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保湿、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、(中略)の規定に違反した者

(以下略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(中略)、第 119 条(中略)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 労働安全衛生規則

(通路)

第 540 条

- 1 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。
- 2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。